

IV 教員組織

1－1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										備 考	
		教授		准教授		講 師		助教		計			助手
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
文学部	英文学科	9	0	1	0	2	0	0	0	12	0	0	
	心理・応用コミュニケーション学科	7	0	2	0	1	0	0	0	10	0	0	
文学部 計		16	0	3	0	3	0	0	0	22	0	0	
経済学部	経済学科	9	0	3	0	3	0	0	0	15	0	0	
	経営情報学科	8	0	1	0	1	0	0	0	10	0	0	
	経済法学科	6	0	2	0	3	0	0	0	11	0	0	
経済学部 計		23	0	6	0	7	0	0	0	36	0	0	
社会福祉学部	福祉計画学科	4	0	5	0	1	0	0	0	10	0	0	
	福祉臨床学科	6	0	4	0	0	0	0	0	10	0	0	
	福祉心理学科	5	0	3	0	1	0	0	0	9	0	0	
社会福祉学部 計		15	0	12	0	2	0	0	0	29	0	0	
文学研究科	言語文化コミュニケーション専攻	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
文学研究科 計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
経済学研究科	経済学専攻	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
経済学研究科 計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（修士）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	臨床心理学専攻（修士）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	社会福祉学専攻（博士〔後期〕）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
社会福祉学研究科 計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
大学共通科目		22	0	5	0	5	0	0	0	32	0	0	学長と交流教員1人を含む
教職課程		2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	
合 計		78	0	27	0	17	0	0	0	122	0	0	

※交流教員とは、本学が大連外国語学院との締結した協定に基づき、1年間を区切りとして毎年受け入れている教員であり、受け入れ期間中は本学の専任教員としてカウントされる。

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載すること。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記すること。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入すること（次ページ記入例参照）。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入すること。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。